

仕 様 書

1 目 的

この委託業務は、広島市立リハビリテーション病院及び自立訓練施設並びに広島市健康福祉局障害福祉部身体障害者更生相談所（以下「病院等」という。）において、病院等の各種設備の安全かつ良好な運転を維持するため、当該各種設備の自動制御装置について、点検及び保守管理を行うものである。

2 業務の対象

この委託業務の対象は、別表の1のとおりとする。

3 業務内容

- (1) 保守点検の内容及び回数は、別表の2のとおりとする。
- (2) 定期点検は、冷房切替時（4月から7月までの間に切替予定）及び暖房切替時（9月から12月までの間に切替予定）に、総合点検は、1月から3月までの間に実施するものとする。
- (3) 受注者は、業務の実施に際しては、あらかじめ発注者に協議した上で、具体的な実施の日時等を定めるものとする。
- (4) 受注者は、発注者（発注者の指示を受けた別発注の「広島市立リハビリテーション病院等建物総合管理業務」の受託者を含む。）から、故障その他の異常が生じた旨の連絡を受けたときは、速やかに従業員を派遣し、原状回復に努めるものとする。

4 留意事項

- (1) 受注者は、業務の実施に当たっては、入院患者等に不快感を与え、若しくは迷惑を及ぼし、又は発注者の業務の支障とならないよう十分に注意するものとする。
- (2) 受注者は、業務の内容に応じて必要な知識（法令等により資格が必要な場合は、当該資格）を有する従業員を配置するものとする。
- (3) 受注者は、業務の実施に当たっては、事故の発生を予防するため、常に整理整頓を行い、及び必要な安全措置を講ずるものとする。
- (4) 受注者は、業務の実施に当たって、点検機器等の異常等を発見したときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

5 報告事項

- (1) 広島市立病院機構委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、3の(3)の規定に基づく協議の際に発注者に提出し、その承認を得るものとする。
- (2) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の名簿を（法令等により資格が必要な場合は、当該資格を有することを証する書類の写しを添付して）報告するものとする。現場責任者及び従業員に変更があった場合も同様とする。
- (3) 広島市立病院機構委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、受注者の書式による報告書とし、業務完了後速やかに提出し、発注者の確認を得るものとする。
- (4) 受注者は、点検機器等に劣化等を発見したときは、速やかに、劣化等の状況に係る報告・所見等を記載した書面に、その状況等を撮影した写真等を添えて、発注者に報告するものとする。

6 費用の負担

- (1) 業務を実施するために必要な経費のうち、電気、水道及びガスに係る費用は、発注者の負担とする。
- (2) 遠隔点検・診断（これらに必要なデータの収集を含む。）に必要な電話回線に係る費用は、

受注者の負担とする。

- (3) 業務を実施するために必要な機材類・消耗品類（パイロットランプ・ヒューズ等）に係る費用は、受注者の負担とする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。